

野川緑地広場

1





## 区広報板(地域コーナー)ご利用のかたへ

- 1. 利用申請は**掲示開始日の10日前から**(連続して同じ団体が掲示する場合、次の掲示期間開始日の3日前から)です。
- 2. 掲示期間は、10日以内です。
- 3. 掲示物は、広報板配置図を参考に貼っていただき、<u>期間経過後は速やか</u> に取り外してください。
  - ※期間を超えて掲示されていた場合は、次回以降、利用の承認がされない 場合もあります。
  - ※承認された掲示物を(一部でも)貼らないことにした場合は、速やかに申請先のまちづくりセンターまでご連絡ください。
- 4. 掲示物の大きさは、**A4サイズ(縦)**です。
- 5. 掲示部分は**広報板の右側(マス目が書かれている部分)**です。
- 6. 掲示する際は、<u>ホッチキスで留めてください</u>(がびょうは使用禁止)。 また、使用したホッチキスの針等の散乱による事故発生や、放置による 美観低下にご配慮ください。
- 7. 事業等の開催場所は、原則として区内に限ります。
- 8. 1つの広報板に同時に貼れる掲示物は、1団体1種類までです。

## 詳しくは、成城まちづくりセンターまで お問い合わせください。

発行 成城まちづくりセンター(電話 03-3482-1348)